

※令和8年度 継続事業

高齢者世帯等のエアコン 設置助成について

経済的にエアコンの設置が難しい高齢者や障害者の皆さんの
熱中症対策として、エアコン設置費用の一部を助成いたします。

補助対象者 (住民税非課税世帯)

自宅にエアコンが設置されていない、または使用できるエアコンが1台もない村内在住者で、同居している世帯員全員の住民税が非課税、かつ村税等の未納がない人の内、下記のいずれかに該当する人

- ① 75歳以上の者のみで構成される世帯
- ② 世帯員に身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人がいること
- ③ 世帯員に療育手帳A判定の人がいること
- ④ 世帯員に精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人がいること

助成内容

エアコンの購入費及び設置費の2分の1
最大 50,000円



※1世帯当たり1台に限ります。

※ 設置の前に申請が必要です。

詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

お問い合わせ
昭和村役場 健康福祉課 福祉係
TEL 0278-25-3285(直通)